

令和7年 4月1日

保護者のみなさまへ：

京都市立九条中学校
校長 川島 浩明

重要・保存版 台風や地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風等により「**京都市**」(テレビ・ラジオでは、「京都南部」または、「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「**特別警報(大雨、暴風など6種類)**」または「**暴風警報**」が発令された場合、また京都市(学校所在の南区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区)において「**震度5弱以上の地震**」があった場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に十分注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

特別警報 解除の時刻等	措 置(登校時刻等)	給食の有無
午前0時までに解除になった場合	5校時(13:10)から始業	無
午前0時現在、特別警報発令中の場合	臨 時 休 業	無

- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

暴風警報 解除時刻	措 置(登校時刻等)	給食の有無
午前7時までに解除になった場合	平常授業(8:25始業)	有
午前9時までに解除になった場合	3校時(10:40)から始業	有
午前11時までに解除になった場合	5校時(13:10)から始業	無
午前11時現在、警報発令中の場合	臨 時 休 業	無

- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。

3 震度5弱以上の地震発生について

- (1) 京都市内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ・下校後、午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、午前0時以降に発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの日を臨時休業とします。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校や近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。
- (3) 在校中に臨時休校の措置をとる場合は、別紙『災害時における【生徒引き取り】について』の通りとします。

4 土曜、日曜、祝日及び休業中の場合

上記に準じますが、部活動やその他の取組については、別途指示が出る場合がありますのでご注意ください。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

なお、九条中学校ホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。